

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅰ】赤字部分を誤⇒正へ訂正（法改正により12/7の補正情報を再修正）

頁数	問題番号	誤	正
215	16-31	AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後、Bの相続の放棄の申述が受理された場合、C及びDは、 Bが作成した相続の放棄を証する書面を提供して 、C及びDを登記名義人とする更正登記を申請することができる。	AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後、Bの相続の放棄の申述が受理された場合、C及びDは、 その相続放棄申述受理証明書を提供して 、C及びDを登記名義人とする更正登記を申請することができる。